

川島町 小中一貫教育基本方針

令和 5 年 7 月

川島町教育委員会

目 次

1	はじめに	1 頁
2	川島町のこれまでの取組み	2 頁
3	川島町の小中一貫教育について	
	(1) 小中一貫教育の目的	3 頁
	(2) 小中一貫教育の意義と具体的な取組方針	3～4 頁
	(3) 小中一貫教育を推進するために求める教師像	4 頁
	(4) 小中一貫教育校の形態と区分による主な教育課程	4～5 頁
	(5) 小中一貫教育の推進に向けて	5～6 頁
4	おわりに	7 頁

1 はじめに

平成19年の学校教育法の改正により、従来小・中学校に分かれていた教育目標を「義務教育の目標」として統一し、小・中学校が一体となって取り組む姿勢が明確に示されました。

また、平成26年の中央教育審議会において、①教育基本法、学校教育法の改正による義務教育の目的・目標の新設、②近年の教育内容の量的・質的充実への対応、③児童生徒の発達の早期化等に関わる現象、④中学校進学時の不登校、いじめ等の急増など、「中一ギャップ」への対応、⑤少子化等に伴う学校の社会性育成機能の強化の必要性を背景として、小中一貫教育の総合的な推進方策が示されました。

さらに、平成27年度に「学校教育法等の一部を改正する法律」が公布（平成28年度より施行）され、義務教育9年間を通じた教育課程を編成・実施する形態として、①一人の校長の下、一つの教職員組織による修業年限9年間の「義務教育学校」と、②既存の小学校及び中学校の基本的な枠組みは残したまま、義務教育学校に準じた教育を実施する「中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校」（以下「併設型小学校・中学校」という。）が制度化されました。

2 川島町のこれまでの取組み

川島町では、令和3年度から令和12年度までの10年間を展望し、まちづくりの方向性や将来像を示した「第6次川島町総合振興計画」を策定しています。基本理念を「ここが好き、やっぱり好き」とし、重点施策を「夢を育む新たな学校づくり」として、学校規模の適正化を踏まえた新しい学校づくりの推進と、子どもたち一人ひとりに対応したきめ細かな学習を充実させるための小中一貫教育校の開校に向けた環境の整備が示されました。

また、令和3年度から令和7年度までの5年間を対象期間とした「川島町教育大綱」では、基本理念を「共に学び 絆を深め 未来を拓く かわじま教育」とし、基本目標を「質の高い学校教育を推進する教育環境の整備・充実」として、個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、学校規模の適正化と、9年間の学びと育ちの連続性を重視した小中一貫教育の推進を挙げています。

このような総合振興計画、教育大綱に先駆けて、教育委員会は、平成30年度に「川島町小中一貫教育推進協議会」を立ち上げ、義務教育9年間を見通した系統的・連続的な教育活動の在り方について研究を深めてきました。

そして、この研究の成果は「～川島町の未来を拓く～小中一貫教育校開校に向けて(まとめ)」と題し、令和4年3月19日開催の川島町総合教育会議において、町と教育委員会において協議された結果、町として、次の目標を掲げながら、令和7年度より小中一貫教育校の開校を目指すことを決定しました。

- (1) 質の高い学力と次代を拓く力の育成
- (2) 豊かな心と健やかな体の育成
- (3) 質の高い教育を進める教育環境の整備・充実
- (4) 学校・家庭・地域の連携、協働

3 川島町の小中一貫教育について

(1) 小中一貫教育の目的

小学校・中学校・家庭・地域が一体となって

「夢を育み、未来へはばたく川島っ子」を育成する

- 夢や目標に向かい、主体的に学ぶ子
- 多様性を認め合い、共に生きる子
- 地域社会の一員として、未来を切り拓いていく子

(2) 小中一貫教育の意義と具体的な取組方針

- 「小学校期」課程及び「中学校期」課程の9年間を見通した系統性・一貫性のある教育により、児童生徒の学力向上や心身の健全育成を図ることができます。
 - ・ 学習指導や学年・学校行事等について系統的な教育課程を編成し、小学校と中学校の教職員が協働して教育活動に取り組む。
 - ・ 子どもたちのよさを認めながら9年間の成長を見守る。
- 小学校と中学校の教員が、それぞれの学校の目指す子ども像の実現に向けて協働的に取り組むことで、教育活動を充実させ、教職員の指導力の向上を図ることができます。
 - ・ 小学校と中学校の教職員が、異校種の授業に計画的に参加し、それぞれのよさを生かした授業改善を行う。
 - ・ 子どもたちの発達課題や悩みなどについて情報交換を密に行い、一人一人の児童生徒を大切に、寄り添いながら生徒指導や教育相談にあたる。

○ 学校と家庭・地域が、目指す子ども像を共有し、協力し合いながら教育にあたることにより、地域と共にある学校づくりを推進することができます。

- ・ 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）により、地域住民が校長の作成する学校運営の基本方針に意見を述べることで、学校運営に参画する。
- ・ 学校から家庭・地域に積極的に情報発信を行い地域と共に健全な子どもを育てる。

（３）小中一貫教育を推進するために求める教師像

- 教育公務員としての高い自覚と使命感を持った教師（資質・人間性）
- 児童生徒に寄り添い、一人一人の個性を伸ばし、豊かな学びを支援する教師（生徒指導・学習指導）
- 社会の変化に対応し、教育環境を構築する教師（対応力）
- 保護者や地域から信頼され、学校づくりに積極的に参画する教師（信頼・組織人）

（４）小中一貫教育の形態と区分による主な教育課程

① 川島中学校区（施設一体型・小中一貫教育校）

「前期」（小学校第 1 学年～第 4 学年）

- ・ 基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育む。
- ・ 生活力の向上と仲間づくり

「中期」（小学校第 5・6 学年及び中学校第 1 学年）

- ・ 「前期」課程の基礎の上に、主体的に学習に取り組む態度を養うとともに、心身の発達に配慮して、普通教育を施す。
- ・ 自立性の向上と豊かな人間関係づくり

「後期」(中学校第2・3学年)

- ・ 「中期」課程の基礎の上に、心身の発達に応じて、普通教育を施す。
- ・ 社会性の向上と多様性を認め合う人権感覚の育成

② 西中学校区(施設分離型・小中一貫教育校)

※ 連携・協働して教育活動に取り組む

「小学校期」(小学校第1学年～第6学年)

- ・ 基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育み、主体的に学習に取り組む態度を養う。
- ・ 自立性の育成と確かな人間関係づくり

「中学校期」(中学校第1学年～第3学年)

- ・ 「小学校期」課程における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、普通教育を施す。
- ・ 社会性の向上と多様性を認め合う人権感覚の育成

(5) 小中一貫教育の推進に向けて

川島町では、三保谷地区、出丸地区、八ッ保地区、小見野地区における児童生徒数の推移や教育的効果等を鑑み、三保谷小学校と出丸小学校を統廃合し、つばさ南小学校を開校しました。また、八ッ保小学校と小見野小学校を統廃合し、つばさ北小学校を開校しました。

しかし、さらなる児童数の減少により令和7年3月末を以て、つばさ南小学校とつばさ北小学校を廃止し、同年4月に、2校を統合した小学校を、川島中学校地内に設置し、「施設一体型・小中一貫教育校」として開校を目指します。

また、同じく令和7年4月に、中山小学校、伊草小学校ならびに西中学校においては、「施設分離型・小中一貫教育校」として開校を目指します。

そこで、「つばさ南・つばさ北小学校統合協議会」を設置し、2つの小

学校の統合にかかる協議・検討を進めます。

さらに、「川島町小中一貫教育推進協議会」において、「川島中学校区（施設一体型・小中一貫教育校区）」と「西中学校区（施設分離型・小中一貫教育校区）」それぞれの地域の特色を活かした小中一貫教育校を開校できるよう、引き続き協議・検討を進めていきます。

4 おわりに

グローバル化の進展や価値観が多様化する中、これからの時代は、「解のない時代」と言われています。そのような時代を子どもたちが、自立して豊かに生き抜いていくためには、”自ら学び続ける力”の育成が必要となってきます。

川島町では、小中一貫教育を通して、学びの連続性・一貫性を保障し、質の高い教育を行い子どもたちの主体的な学びを育成します。

また、小中一貫教育の目的を、学校・保護者が共有し、地域とともに「夢を育み、未来へはばたく川島っ子」の育成に努めてまいります。



川島町マスコットキャラクター

かわみん かわべえ